

2017年5月19日

商品類型 No.108「衛生用紙 Version2.9」認定基準の改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

現行基準においては、トイレットペーパーの品質基準として、「JIS P4501 の規定のうち、坪量、破裂強さ、ほぐれやすさ、形状に適合していること」と規定しているが、近年では、各社の技術レベルが上がり、芯を極限まで小さくして1ロールあたりの巻き数増加による輸送効率の向上、破裂強さ(JIS では 78kPa 以上と規定)などの品質に影響が出ない範囲での坪量を小さくする(JIS では 18g/m²以上と規定)など、環境により配慮した取り組みが業者間の仕様書に基づいて販売されている。

エコマークの認定基準では、環境負荷低減に資する基準の設定が主眼であるため、日本工業規格である JIS を参照しつつ、製造業者と販売当事者間で取り決められた規格でもよいこととする。

2. 改定の概要

トイレットペーパーの品質基準に関して、内容を追加する。

3. 改定箇所 (*下線部を追加、見え消し部を削除)

4. 認定の基準と証明方法

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(6) 品質については、トイレットペーパーは、日本工業規格 JIS P4501 の規定のうち、坪量、破裂強さ、ほぐれやすさ、形状の項目に適合していること。2枚以上重ねて巻き取ったものについては重ねたままで適用する。なお、取引当事者間において特に取り決められた項目については、その取り決めによることも可とする。

ティッシュペーパーおよびちり紙は、製造段階における品質管理が十分なされていること。ティッシュペーパーの蛍光については、厚生労働省「蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査法について」(平成16年1月 食安基発第0107001号 食安監発第0107001号)により蛍光剤の溶出がないことを確認すること。

4. 改定日： 2017年6月1日

以上